高山市立久々野保育園　　重要事項説明書

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 5 条に基づいて、当施設があなたに説明すべき重要事項は次のとおりとします。

第 1　事業者

事業者名称	高山市
主たる事務所の所在地	岐阜県高山市花岡町 2 丁目 18 番地
法人等種別	公立保育園
代表者氏名	田中　明
電話番号	0577-32-3333

第 2　利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	高山市立久々野保育園
施設の所在地	岐阜県高山市久々野町無数河 797-1
統括園長・法令遵守責任者	高山市こども政策課長　前田　研治
衛生管理者・衛生推進者	高山市安全衛生委員会
衛生管理責任者	園長　寺田　智美（令和 8 年度）
施設長氏名	園長　寺田　智美（令和 8 年度）
連絡先	電　話　0577-52-2265 ＦＡＸ　0577-52-3687

第 3　施設の目的・運営方針

高山市立久々野保育園（以下、「当園」という。）は、保育を必要とする乳幼児を受け入れ、適切な保育を提供することを目的とします。

⑴　当園は、良質な水準かつ適切な内容の保育の提供を行うことにより、当園に入園する乳幼児（以下「園児」という。）が健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指します。

⑵　当園は、園児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

⑶　当園は、園児の属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行い、様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て支援等を行うよう努めます。

第４　施設・設備等の概要

⑴ 施設

敷　　地	敷 地 全 体	3,892.03 ㎡
	屋外遊戯場	1,925.00 ㎡
園　　舎	構　　造	木造平屋建
	延 べ 面 積	1,967.03 ㎡

⑵ 主な設備

設　備	居　室　数	備　　考
乳　児　室	1 室	ひよこ組　（0，1 歳児クラス）
保　育　室	4 室	うさぎ組　（2 歳児クラス） もも組　（3 歳児クラス） すみれ組　（4 歳児クラス） ひまわり組（5 歳児クラス）
遊　戯　室	1 室	
調　理　室	1 室	
医　務　室		職員室兼用
職　員　室	1 室	

第５　利用定員

認　定　区　分		利　用　定　員
2 号 認 定 子 ど も		90　人
3 号 認 定 子 ど も	満 1 歳以上	35　人
	満 1 歳未満	5　人

第６　職員の配置状況

当園では、保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。なお、員数は園児数により変動することがあります。

職　種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1	—	
主任保育士	1	1	—	
保育士	22	16	6	保育補助 1 名
医師（嘱託医）	1	—	1	
歯科医（委託医）	1	—	1	
調理員	4	4	—	

※その他、必要に応じて職員を配置します。

第７　職員の勤務体制

職　種	勤　務　体　制	備　　考
園長	8：30　～　17：15	
主任保育士	7：30　～　18：30	ローテあり
保育士	早番　7：30　～　16：15 ２番　8：00　～　16：45 日勤　8：30　～　17：15 遅番　9：45　～　18：30	＊ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
調理員	8：15　～　17：00	

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

第８　保育を提供する日、時間

開　所　曜　日	2・3 号	月・火・水・木・金・土	
開　所　時　間	2・3 号	平日	7：30　～　18：30
		土曜日	7：30　～　18：30
		日曜日・祝日	休園日

※12 月 29 日から 1 月 3 日は休園日とします。

※高山市立保育園規則（昭和 41 年市規則第 18 号）第 9 条に規定する休日を除く日を開園日とします。

※表中の号数は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 69 号）（以下「法」という。）第 20 条に規定される教育・保育給付認定の各区分を表します。

1　当園の保育を提供する時間は次のとおりとします。

⑴　保育標準時間認定に係る保育時間（11 時間）

午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間。

⑵　保育短時間認定に係る保育時間（8 時間）

高山市保育園規則第 8 条に規定する時間の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間。

2　当園の開園時間は、午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分までとします。

3　当園は、当園が定める保育時間以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、開園時間内において延長保育事業を実施します。

第９　提供する保育の内容

当園は、法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、園児の心身の状況等に応じて、保育を提供します。

⑴　当園の保育の理念

笑顔（えがお）のこどもを共（とも）に育（はぐく）む

⑵　当園の保育目標

・よく食べ、よく遊び、よく眠る
・愛着を土台に、挑戦を繰り返す
・お互いの自分らしさを認め合う
・自らの選択を周囲に支えられる

⑶　当園の保育方針

・心地よい生活リズムを大切に
・「やってみたい！」を大切に
・ありのままのあなたを大切に
・応答的な関わりをいつも大切に

⑷　デイリープログラム（一日の流れ）

平　　日		土　曜　日	
時間	活　　動	時間	活　　動
7：30	開門、保育準備 ・室内で自由遊び	7：30	開門、保育準備 ・室内で自由遊び
8：30	年齢別クラスに分かれたり、異年齢で交流したりしながら、保育士や友だちと一緒に戸外又は室内で自由遊び	8：30	異年齢交流保育
9：30	片付け～計画にそった活動 ・おやつ ・散歩、リズム、運動、造形、音楽、集団遊びなど、保育指針に沿ってこどもの要求や発達に応じた活動	9：30	片付け～活動 ・おやつ
11：30	給食 ・栄養士がたてた献立に基づき園で調理 ・アレルギー除去食実施	11：30	お弁当
13：00	保育活動 ・午睡　未満児　年間 年少児　4月から10月頃まで 年中、年長　　夏期のみ ・戸外又は室内遊び ・おやつ	13：00 14：30	午睡 おやつ
15：00	降園 ・保護者と一緒に順次降園	15：00	降園 ・保護者と順次降園
18：30	保育終了、閉門	18：30	保育終了、閉門

⑸　年間行事計画

月	行　　事
4月	・入園式
5月	・遠足　・ミニハイキング　・保育参観　・内科検診　・歯科検診
6月	・給食試食会（年少保護者）　・個人懇談　・歯科検診・プール開き
7月	・七夕バイキング・夏まつり
8月	・プール遊び
9月	・運動あそびの会
10月	・遠足　・ミニハイキング　・内科検診

11 月	・七五三バイキング　・お話あそびの会
12 月	・クリスマス会　・餅つき
1 月	・保育参観（未満児）
2 月	・節分　・保育参観
3 月	・ひなまつり会　・お別れ会　・卒園式

※誕生会・身体測定・避難訓練は毎月実施します。
※防犯教室、交通安全教室、小学校との交流、地域交流など年間計画に沿って実施します。
※食育の一環として野菜作りをし、収穫した野菜を使ったクッキングを実施します。

⑹　給食の提供

高山市の管理栄養士が、乳幼児に必要な栄養価の摂取や季節、嗜好を考慮した献立を立てます。離乳食やアレルギー除去食、代替食、行事食などにも対応しています。

⑺　その他の事業の実施状況

・産休あけ保育

働く保護者が出産後も継続して勤務できるように、産休あけ（生後 57 日目）からの保育を実施しています。

・障がい児保育

心身に障がいを有し、かつ集団保育が可能なこどもを受け入れ、健常児とともに保育することにより、障がい児の成長・発達の促進を図り、障がい児に対する理解を深めます。

・延長保育

保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う保育需要に対応するため、保育時間の延長を行います。

・一時保育事業

保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育や緊急時の保育に対する需要、新たな気持ちで家庭での育児に取り組むための育児疲れの解消を目的とした一時的な保育等に対応します。

・地域子育て相談機関

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭に対する育児支援、子育てに関する相談指導や情報の収集及び提供等を行います。

・乳児等通園支援事業（誰でも通園制度）

市から本事業の利用対象として認定を受けた乳児等を対象に、乳児等通園支援を提供します。また、利用保護者に対して必要に応じて面談や子育てのアドバイスを行います。

第 10　利用者負担その他費用等

⑴　園児の保護者は、次に定める利用負担額を支払うものとします。

⑵　当園は、前項に定めるもののほか、園児の保護者の同意を得て、当園の保育の提供における便宜に要する費用について実費徴収します。

区　　分	項　　目	負　　担　　額
給食の提供に要する費用	2 号認定子どもに係る給食主食費	月額　1，000　円
	2 号認定子どもに係る給食副食費	月額　4，900　円

※その他、保護者会費などの費用が発生することがあります。

第 11　利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項

⑴　当園は、市が行った利用調整により当園の利用が決定されたときは、これに応じます。

⑵　当園の利用にあたり、必要な事項を記載した書面により、園児の保護者とその内容を確認するものとします。

⑶　園児が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

・園児が小学校へ就学したとき。
・子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 1 条の規定に該当せず、市が利用を取り消したとき。
・園児の保護者から保育園利用の取り消しの申出があったとき。
・市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
・その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

第 12　緊急時等の対応方法

⑴　医療機関

園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族に連絡するとともに、嘱託医または園児の主治医に相談する等、必要な措置を講じるものとします。

医療機関の名称	久々野診療所
医　師　名	阪　哲彰
所　在　地	高山市久々野町無数河 642-1
電　話　番　号	0577-52-2074
医療機関の名称	みなこデンタルクリニック
医　師　名	橋本　美奈子
所　在　地	高山市上岡本町 2 丁目 104-7
電　話　番　号	0577-36-1118

⑵　損害賠償制度への加入

当園では園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

第 13　非常災害対策

当園は、非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練をします。

気象警報等発令時	午前 6 時現在の岐阜地方気象台の情報を主に下記の対応 ・特別保育：暴風（雪）警報 大雨警報と洪水警報 その他（施設運営が困難と判断される場合） ・休園：特別警報発令 避難情報発令 その他（施設運営が困難と判断される場合） ※休園を基本とするが保護者の要請により保育実施
警戒レベル 3 高齢者等避難発令時 警戒レベル 4 避難指示発令時 特別警報発令時	レベル 3：施設内全体の避難誘導 レベル 4：全員の避難完了
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	臨時情報の内容に応じた防火対応を講じる
避難訓練	・避難訓練は毎月一回実施 ・消火訓練は年一回実施
非常災害用備蓄	・園児及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水

第 14　防犯、事故防止のための措置

園児の安全を確保するため職員・園児参加の防犯訓練、交通安全教室等を関係者と計画し実施します。

第 15　虐待の防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護、虐待の防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修を実施する等の措置を講じるものとします。

第 16　苦情対応

⑴　当園は、保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付責任者、第三者委員等苦情窓口を設置し、保護者等に公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じます。

⑵　苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査し、必要な改善を行います。

⑶　苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録します。

当園苦情相談窓口	苦情解決責任者　こども政策課長 苦情受付担当者　園長
苦情解決委員	谷本　由美さん　　090-5869-0813 和仁　知枝子さん　0577-52-2415

第 17　記録の整備

当園は、保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から高山市公文書規程（平成 16 年高山市訓令第 9 号）第 36 条に定める期間保存します。

⑴　保育の提供に当たっての計画
⑵　保育に係る必要な事項の提供の記録
⑶　高山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第 19 条に規定する市への通知に係る記録
⑷　苦情の内容等の記録
⑸　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第 18　園児の写真や名前の掲載、映像の放映

当園は、園生活の様子を個人情報保護の観点から、園児の名前、住所はもとより、写真の掲載や報道機関の取材等について、特に取り扱いに注意を払います。写真等の掲載・ビデオの放映等の可否についてご家族の意向を確認し、保育システム　コドモンの活動の記録や TV 撮影や取材、広報誌等に写真や作品を掲載します。

保護者は、当園から配信された写真や記事または、運動会など個人で撮影した写真や動画の SNS 等への掲載は、他の園児の個人情報等に配慮して控えることとします。

この重要事項説明書の内容は、令和 8 年 4 月 1 日現在の情報です。

高山市立久々野保育園における重要事項に関する同意書兼契約届

当園における保育の提供を開始するに当たり、「高山市立久々野保育園 重要事項説明書」に基づき重要事項の説明を行いました。

高山市立久々野保育園
園　長　　寺田　智美

保育を提供する日、時間
月　・　火　・　水　・　木　・　金　・　土
時　　分　　から　　時　　分　まで

※保護者の勤務時間に応じて決定しているため、変更がある場合は速やかに報告してください。

私は、「高山市立久々野保育園　重要事項説明書」に基づいて保育園から重要事項の説明を受け、同意しました。また、高山市からの決定通知に基づき、保育園の入所を確認したことを届け出します。

令和　　年　　月　　日

児　童　氏　名　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保　護　者　氏　名　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

児童から見た続柄　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

園児の写真や名前の掲載、映像の放映の承諾について

	写真や名前の掲載、映像の放映をすべて承諾する（園内外共に可）
	写真や名前の掲載、映像の放映を園内のみ承諾する（園外は不可）
	写真や名前の掲載、映像の放映をすべて承諾しない（全て不可）

保育園 処理欄	